

『倫理学入門—アリストテレスから生殖技術、AIまで』

品川哲彦

出典：

中公新書（2020年）

本書は「倫理（学）とは何か」という初歩的な問いから出発し、古典的な倫理理論の概説から倫理学の現代的課題までを取り扱う。全6章の構成で内容は以下のとおり。

第1章 倫理とは何か。倫理学とはどういう学問か。

- 1 倫理と倫理学
- 2 法・政治・経済・宗教と倫理

第2章 代表的な倫理理論

- 1 倫理を作る—社会契約論
- 2 人間の尊厳—義務倫理学
- 3 社会全体の幸福の増大—功利主義
- 4 他者への共感—共感倫理
- 5 善きひととなるための修業—徳倫理学
- 6 付論。責任やケアにもとづく倫理理論

第3章 ひととひと

- 1 市場
- 2 国家
- 3 戦争

第4章 ひととその体

- 1 私の体は私である
- 2 私の体は私のものか
- 3 科学技術による子への操作
- 4 これから生まれてくるひとのために

第5章 ひととひとではないもの

- 1 人間の外なる自然
- 2 ひとが造ったもの
- 3 星界からの客人との対話

第6章 倫理的な観点はどこからくるのか

第1章は具体的な倫理学の領域に立ち入るに先立つ基本的な倫理理論が説明され、第2

章は、徳倫理学、社会契約論、共感理論、義務倫理学、功利主義という5つの倫理的立場が筆者の独自の観点から整理される。

第3章以降は実際の人々の生活における倫理的検討がなされている。

第3章では「ひととひと」の関わりから生じる問題領域として市場・国家・戦争が扱われるが、経済のグローバリゼーションがもたらした格差拡大などに抗する社会的結びつき（「連帯」）の検討、移民への対応（国民とは何か？移民の受容はどのような権利に基づいて肯定されるのか？など）、国家構成員がなぜ、どこまで互いを助け合うべきか？という問いや、その解答における国家（政府）の役割が考察され、倫理学と政治哲学とが交差する。戦争については自国民の戦災被害に対する国家の責任、戦時の強制労働の問題が、日本や欧米の例を参考に検討され、徴用工問題にも触れられる。

第4章は、人体実験は許されるのか、インフォームドコンセントや安楽死を正当化する根拠はどこに求められるのかなど、医学と倫理学との観点が複雑に絡み合う問題が考察される。さらに、科学技術の発展に付随する現代的な問題、遺伝子条件による子どもの選別、クローニング技術などについても検討されるが、いずれも、「私の体は私だ」という主張と「私の体は私のものだ」という主張の、両者の微妙な差異について、「人格」概念を参考に論理的矛盾や倫理学上の問題があぶりだされている。本章の最後は、現代を生きる人々が未来世代への配慮の問題、すなわち1970年代以降に提起されだした「未来倫理学」について、①正義と権利を基礎とする未来倫理学（アーペルとロールズ）、②責任を基礎とする未来倫理学（ヨナス）の2つの観点を手掛かりに、数百年後の人間に対する倫理規範が検討される。

第5章は、人間と人間以外の自然との関係、次にとりわけAI搭載のロボットが考察の対象となる。後者について、まずAIの発達に伴い大量の失業者が出現することへの懸念が検討される。AI搭載のロボットや機械導入による効率化により、市場から個人、あるいは市場にかかわるすべての者が放逐されるという思考実験を行った場合、そうすると一体市場は人間のためにあるのか、それとも市場のために人間が存在するのかという倒錯した本質的問題が導出される。この考察からは私たち人間は市場を介して物やサービスを手手したいだけなのか、それともそこに付随する人間同士の何らかのやりとりや交渉にも意味や価値を見出しているのかという究極的な問いが提起される。

続いて上記の問題の手がかりとして、AI搭載ロボットが利用される①兵士ロボット、②ケア労働ロボットの2つの事態が取り上げられる。筆者は①について、兵士ロボットが戦時中の規制を遵守できるのかという問題に対し、兵士ロボットは既存の倫理に基づいてプログラミングすればよいという主張がなされることを受け、以下のように反駁する。すなわち、そもそもそういった手続きが必要であることそれ自体がAIが自ら判断し事態に対応するという能力に欠いていることの証左であって、結局は製造者や使用者から独立した人格ではなく製造物にすぎないため、兵士ロボットが想定外の殺戮を犯した場合にはその製造物や使用者が責任を負うべきであるとする。

さらに、AI搭載のロボットが有用な場面でこれを利用して莫大な利益を享受する企業や個人と、失業者などの貧困層とが形成されることに言及し、AI発達に伴う再分配のシステムとこれに関する国家の役割について考察がなされる。とくにこの点については私た

ちが個人情報を利用してくるシステムに対してより感度を高め、企業などが収集した個人情報を利用するにあたって、これについてより綿密に法を整備し企業の責任を問えるようにすべきことが筆者によって強調される。それは、AI を用いた商品やシステムが社会的に有用とされ市場が拡大した場合、国家は法人税をあげるなど格差是正の具体的な措置を講じることが想定されるが、国家がこれを怠った場合、一般市民が政治という言論の空間で国家の行為を判断し、抗議することが求められるためである。したがって、個人情報にとどまらずとくに国家や自治体など公的機関が実施する措置について、その経緯や実行に関する公文書の作成、管理、公開、さらにはこれを行わなかった場合の公的な説明責任の追及などができる環境整備の重要性が強調される。

最後に、第 6 章では、前章最後に展開される人間よりも知的にも道徳的にもはるかに高い存在者を想定した「異界からの客人との対話」をもとに「審級」—自分とは異なる者の考え方に耳を傾け、それに対して応答する場—に新たに自らをさらすこと、自身の思考のなかに他者の視点を想定することが、倫理学の果たす役割の一つとして位置づけられている。

以上。